

平成30年度答申第7号

平成30年10月10日

松戸市消防局

消防局長 島本 幸夫 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の一部開示決定に係る審査請求に対する諮問について

(答申)

平成30年3月28日付け松消企第63号をもって諮問のあった「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒がいじめにより自殺したと報道された件に関する文書一切。平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する文書一切。」に係る公文書の一部開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書（以下「本件文書」という。）について、実施機関が行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、一部を除き、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成30年1月9日付け公文書開示請求書により、「平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒がいじめにより自殺したと報道された件に関する文書一切。平成29年1月に松戸市立中学校の1年生の女子生徒が死亡したことが松戸市いじめ防止対策委員会に諮問された件に関する文書一切。」に対して、開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

消防局は、本件開示請求に対して、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定による一部開示決定（平成30年1月19日付け）をした。

審査請求人は、平成30年1月31日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消して、請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。公益上の理由による裁量的開示を実施することを求める。」というものである。

4 実施機関の説明要旨

(1) 救急活動報告書の記載事項のうち、氏名、住所、救急活動の際の本人の状況等は、特定の個人を識別することができる情報であって、個人情報（条例第7条第2号）に該当し、非開示となる。また同号ただし書ア、イ及び

ウの例外的開示の適用はない。

- (2) 審査請求の趣旨の項に記載されている裁量的開示については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条の規定による、公益上特に必要があると認めるときは、開示することができるとする裁量的開示を念頭においていると思われるが、条例においてはこのような規定はなく、主張自体失当である。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 条例における公文書の開示について

条例は、何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができること（条例第5条）及び実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないこと（条例第3条第1項）を規定する。

同時に、実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない（条例第3条第2項）と規定し、具体的には、条例第7条第2号において、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報と規定する。

本号は、個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、「個人に関する情報」のうち、特定の個人を識別することが可能なものは、原則として非開示とする趣旨である。

そして「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、個人との関連性を有する全ての情報を意味する。

なお、条例の適用においては、個人情報のうち、死者に関する情報であっても当該個人情報を適正に管理すべき要請は、生存者に関する情報と異ならないこと及び個人情報の不適正な取扱いによっては死者及びその遺族の名誉等、個人の権利利益を傷つけることも考えられるため、個人の生存の有無に関わらず、死者の個人情報も保護の対象となる。

(2) 本件文書について

本件の救急活動報告書は、消防局において作成した文書であるから、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり、公文書に該当する（条例第2条第2項）。

(3) 本件文書に係る個人情報について

本件文書について、個人情報の該当性の有無を検討する。

条例は、非開示情報たる個人情報の範囲として、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」のほか、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」（条例第7条第2号本文）ことを規定している。

本件文書中、救急活動業務の対象者の氏名、住所、傷病の程度等は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの」として、本号の個人情報に該当する。

次に、救急活動業務の対象者に関するその他の情報及び救急活動の時系列に関する情報等は、そのみでは特定の個人を識別することはできないとしても、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当し、また、当該個人及びその遺族の権利利益を害するおそれがあるため、本号の個人情報に該当する。

(4) 個人情報の例外的開示（条例第7条第2号ただし書）について

審査請求人は、個人情報の例外的開示を主張しており、このことについて検討すると、次のとおりである。

条例は、個人情報を非開示とするが、例外として、次に掲げる情報を除く

と規定する（条例第7条第2号ただし書）。

- 「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分」

本件文書について、上記のア、イ及びウの例外規定の適用を検討すると以下のとおりである。

ア ただし書ア（公知情報）について

本件文書は、特定の対象者の救急及び救命のために作成した文書であり、法令等の規定や慣行によっても公にすることが予定されていないため、該当しない。

イ ただし書イ（公益情報）について

本件文書は、特定の対象者の救急及び救命を目的として作成した文書であり、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当するとは認められない。

ウ ただし書ウ（公務遂行情報）について

本件文書中、救急活動の対象となった生徒は公務員ではないため、当該生徒の住所、氏名、傷病の程度等をはじめとする当該生徒に関連性を有する情報は、公務遂行情報に該当することは認められない。

ただし、救急活動報告書の項目のうち、「事故種別」は、急病、負傷等、消防職員の救急活動を記録した情報であり、また「選定者」は、搬送先の

医療機関の選定等、消防職員の救急活動を記録した情報であるから、いずれも条例第7条第2号ただし書ウの公務遂行情報として、開示することが妥当である。

(5) 裁量的開示について

審査請求人の主張する裁量的開示については、条例中に規定を欠くため、本件文書の開示の根拠とすることはできない。

以上により、本件処分において非開示とした部分のうち、事故種別及び選定者の部分は、開示すべきである。

6 審査会の結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(参考) 非開示とした文書の非開示理由

No.	対象公文書名	非開示部分	主な記載内容	非開示理由
1	救急活動報告書 (1 p)	出場場所、氏名、住所、生年月日、年齢ほか	同左	個人名を消しても、他の記録から個人が識別できる可能性があるため。 個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。
2	救急活動報告書 (2 p)	応急処置ほか	同左	同上
3	救急活動報告書 (3 p)	応急処置ほか	同左	同上
4	救急活動報告書 (4 p)	出場場所、事故概要、処置内容ほか	同左	同上

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年3月28日	諮問書の受理
平成30年4月12日	審議・諮問の報告（第1回審査会）
平成30年5月14日	審議・実施機関の理由説明（第2回審査会）
平成30年6月21日	審議・審査請求人の意見陳述（第3回審査会）
平成30年8月22日	審議（第4回審査会）
平成30年9月26日	審議（第5回審査会）